

令和7年第12回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和7年12月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (17名)

| | | |
|---------------------|----------------------|------------|
| 1番 森 武雄 | 8番 滝沢 久美子 | 15番 堺澤 務 |
| 2番 中嶋 隆 | 9番 小松原 博 | 16番 伊藤 宏美 |
| 3番 木下 亜紀 | 10番 塩木 操 | 17番 河上 邦和 |
| 4番 小松原 ひとみ | 11番 上田 佳子 | 18番 吉瀬 久司 |
| 5番 倉田 益式 | 12番 春日 知也 | 19番 氣賀澤 道雄 |
| 6番 小松 伸治 | 13番 北澤 満 | |
| 7番 田村 晴男 | 14番 宮澤 秀一 | |

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 20番 小平 裕一 | 22番 小池 政幸 | 24番 菅沼 佳彦 |
| 21番 小原 正隆 | 23番 山崎 幸夫 | 25番 白川 眞武 |

○ 欠席した委員 (2名)

5番 倉田 益式 14番 宮澤 秀一

○ 事務局職員出席者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 入谷 吉博 |
| 次 長 | 山本 孝浩 |
| 主 任 | 竹村 直人 |
| 主 査 | 高坂 貴和 |

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第55号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)

議案第56号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)

報告事項1 貸借の権利移転について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 3 番 (木下)

議事録署名人 4 番 (小松原)

開 会 令和7年12月25日 午後2時57分

局 長 (入谷 吉博君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻より若干早いわけでございますが、本日お集まりいただき予定の皆様には早くお集まりいただきましたので、ただいまから令和7年第12回農業委員会総会及び協議会を開会させていただきます。

それでは、まず初めに氣賀澤会長より御挨拶をいただきたいと思ひます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

師走も25日になりまして、今年も残すところあと僅かとなりました。お忙しい中、集まっておいただきまして、ありがとうございます。

最後ではありますけど、今日は協議会もあります。

それと、6時からですか、上在のほうでは営農組合も夜あるそうですので、それに間に合うように会議を進めたいと思ひますので、御協力のほうをお願いいたします。

以上です。

局 長 (入谷 吉博君)

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読になります。

今回は6番 小松伸治委員さんをお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

6 番 (小松 伸治君)

それでは、お願ひします。

倉田さんが急にお休みということでお鉢が回ってきてしまったけれども、簡単に御挨拶させていただきます。

12月は忘年会ということで、来月は新年会ということで、宴会のシーズンが到来しております。

宴席といいますと、皆さんよく御存知のとおり、3010運動というのがかつてからありまして、乾杯をしまして30分は席を立たずに料理をいただきましょうと、それで、お開きの10分前も同様にいたしましょうということで、食品ロスをなくす運動だということでもあります。

発祥の地は松本市ということで、それが全国に広がっていったようであります。

ただ、三、四年前のコロナで、宴席のほうは大分縮小していいですか、控えられまして、この運動自体もちょっと影が薄くなったのかなというように思ひます。

ただ、私は、これからのほうが実はこの取組は大事な取組になるんじゃない

かと思えます。

世界を見渡しますと、非常に紛争が続いておりますし、また異常気象で輸入農産物がしっかり確保できるかどうかというのが危惧されるところであります。

もう一つは、物価もさっぱり下がりそうもないと、むしろ上昇懸念があるという中で、食品関係の価格の高騰が生活困窮者に大変なダメージを与えているということでもありますので、これからのほうが食べ物に対する大切さというのはクローズアップされるだろうと思えます。

私ども農業委員は生産の農地に関わる仕事を仰せ使っておるわけございまして、特にこうしたことには関心を持ちながらアピールしていかなきゃいけないのだろうというふうに思います。

皆さんも十分お感じの点を改めて申し上げまして、一言とさせていただきます。

よろしくお願いします。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局 長 （入谷 吉博君）

大変ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いいたしたいと思えます。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは、これより令和7年12月1日付、告示第12号をもって招集しました令和7年第12回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数17名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

5番 倉田益式、14番 宮澤秀一委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において3番 木下亜紀委員、4番 小松原ひとみ委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

ここで議案第57号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第32条第1項、議事参与の制限規定により

は自己等に関する事項について議事に参与することができませ

るので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔 退場〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書 1 ページをお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 5 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 3 ページ左側を御覧ください。

3-1 で表示した場所になります。

北割 1 区、 の東 1 筆 1,900 m² になります。

1 ページをお開きください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は現在市外在住であり農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第 3 条第 2 項に適合してございます。

続いて 2 件目でございます。

場所につきましては 3 ページ右側を御覧ください。

3-2 で表示した場所になります。

中割区、 の東 2 筆、計 1,696 m² になります。

1 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、賃貸借。

理由でございますが、借受人はこれまで遊休農地を有効利用するため営農型太陽光発電事業と施設の下部農地にて を栽培してきたが、遊休農地の解消と収益の確保のため、今後も引き続き当地を借り受けたい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、こちらも法第 3 条第 2 項に適合してございます。

続いて 3 件目でございます。

場所につきましては 4 ページ左側を御覧ください。

3-3 で表示した場所になります。

中沢区 8 筆、計 1 万 4,104 m² になります。

1 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、賃貸借。

理由でございますが、借受人はこれまで遊休農地を有効利用するため営農型太陽光発電事業と施設の下部農地にて [REDACTED] の栽培をしてきたが、遊休農地の解消と収益の確保のため今後も引き続き当地を借り受けたい、貸付人らは農地の管理が困難となったため借受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて4件目でございます。

場所につきましては4ページ右側を御覧ください。

3-4で表示した場所になります。

中沢区及び東伊那区、 [REDACTED] の北2筆、計3,081㎡になります。

2ページをお開きください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて5件目でございます。

場所につきましては5ページ左側を御覧ください。

3-5で表示した場所になります。

北割1区、 [REDACTED] の西1筆867㎡になります。

2ページをお開きください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は現在市外在住であり農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上5件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

2 番 (中嶋 隆君)

1番ですけど、12月11日に現地を確認いたしました。

現地は以前から譲受人が耕作している土地でありまして、問題ないというふ

- うに考えます。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
2番、お願いします。
- 20番 (小平 裕一君)
2番ですが、堺澤委員と現地確認しまして、これは、3年前からの営農型太陽光発電をやっている、その契約更新ということで、今までも管理は適正に行われてきて、周辺住民からの苦情等は何も発生しておりませんので、問題なしと判断しました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
3番、お願いします。
- 13番 (北澤 満君)
2番と同じであります。
全部で8筆であります。
[]に営農型太陽光発電施設ということで設置されております。
周りからの苦情は一切出ておりません。きれいに管理されておって、ちょっと違和感はありますけれども、奥のほうということで、問題は特にありません。
来たときに話はしておきました。私ごとなのですけれども、[]が時々なくなっていて、おかしいなと思ったら鹿が来て食べていたということであります。
それで、今回も意見書がありましたので、太陽光発電施設の中を歩かせていただきました。前見たときより[]が少ないと思ったら、どうも鹿が来たこともあったりして、鹿が[]を食べる時代になってしまったということです。
それなりの防御をしないと実が取れないと思いますということはお話ししたんですけど、意見書のほうには書いてありませんけれども、鹿の進入が見られますというような話をしておきましたが、いよいよ作物を作るにもただ作ればいいという時代じゃなくなってきたというのを感じました。
別に問題はありませんので、御報告させていただきます。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
では4番をお願いします。
- 3 番 (木下 亜紀君)
こちらは中沢と東伊那の2筆の申請になります。
それで、中沢のほうに関しましては、11月15日に森委員とともに現地確認に伺いました。

こちらの耕作される方は、以前、農業委員会にも御説明に来られた[]の[]——新規就農される方で、[]が将来的には継承されるという経営体制らしいですけれども、今回は[]御本人が購入されるという形になっています。

御存じのとおり、[]と[]は竜東地区でかなり手広く耕作されていらっしゃる方ですので、今後も経営体制には不安ございませんので、妥当だという判断をいたしました。

16番 (伊藤 宏美君)

東伊那も同様ですので、説明はいいですか。同じです。

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは5番をお願いします。

2番 (中嶋 隆君)

5番です。

12月16日に現地を確認いたしました。

現地は、今、前の耕作者に[]が植えられていて、一応その刈取り後に譲受人が耕作するということで合意してしまっていて、それが履行されれば問題ないというふうに判断します。

それで、1番と、5番もそうなのですが、中間管理機構を通してっていう話を両者にしたのですけれども、実は業者は中間管理事業を使っているのを全然知らないというような状況で、実はホームページを見ても載っていないです。

そこら辺は、農地を守るっていう意味でも、売買に対して有利なことになるので、ホームページに載せてもらうとかして、まず3条のものっていうのは最初に中間管理事業が使えるかどうかというところを調べてもらったほうがいいのではないかなという感じがします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

ちょっと私のほうからいいですか。

太陽光発電施設の更新ですけど、作られている作物の作柄っていうのは、いわゆる地域のおよそ8割が収穫できるっていう基準がたしかあったと思うのですが、そこら辺のクリアはされているのですか。

主任 (竹村 直人君)

更新に関わって、営農計画ですとか、そういったものは提出いただいているところではございますが、書類上では、これがまだ軌道に乗っていないベース

ということですので、まだ本格的に収益が見込めるような計画にはなっていないのですが、引き続き行うことで生育状況も軌道に乗ってくるような形で説明を受けているところでございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

じゃ、また途中経過のようなものですか。

主 任 (竹村 直人君)

そんな状態です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

分かりました。

ほかにありますか。

春日委員。

1 2 番 (春日 知也君)

すみません。

4の2つの筆って東伊那と中沢が両方カバーされているのですか。

3 番 (木下 亜紀君)

3-4っていう数字の……。

1 2 番 (春日 知也君)

上と下で違うのですか。分かりました。

1 6 番 (伊藤 宏美君)

中間の点線から違うのです。

1 2 番 (春日 知也君)

あと、さっきの会長からの御質問の続きですけれども、例えば、今、収量は年間でどのくらい取れましたとか、そういう報告は上がっていたりして、それで、それが例えば5年もたてばちゃんと木になると思うのですけれども、その段階で8割になりますとかっていう見通しが出されているという感じでしょうか。

主 任 (竹村 直人君)

そのような理解で問題ございません。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

それでは、議案第57号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書6ページのお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計4件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては7ページ左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

先ほど3条の関係で御説明をさせていただきました中割区、
の東の2筆、計2.97㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、営農型太陽光発電施設。

理由でございますが、借受人はこれまで市内で太陽光発電事業と施設の下部農地にて作物を栽培してきたが、遊休農地の解消と収益の確保のために今後も引き続き農地を借り受けたい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域外となっております。

農地区分につきましては1種、土地改、不許可の例外として3年間の一時転用で見えております。

なお、こちらの3年間の一時転用期間についてでございますが、一時転用ということでございますので3年間という期限が設けられておりますが、申請人について、担い手が耕作されているような土地であれば、一時転用期間が5年間とか、そういった延長をすることも可能ではあるのですが、申請いただいている につきましては、そのような方が担い手として耕作されていないということでございますので、3年間の一時転用期間ということになっております。

続いて2件目でございます。

場所につきましては7ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

福岡区、 の南東2筆、計2,916㎡になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、店舗。

理由でございますが、借受人は県内において[]の販売を行っているが、集落に近く主要な道路に位置する当地を店舗用地として使用したい、貸付人は農業経営を縮小するため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和7年9月24日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、付近に[]、[]ありで見えております。続いて3件目でございます。

場所につきましては8ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

中沢区[]8筆、計1.61㎡になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、営農型太陽光発電施設。

理由でございますが、借受人はこれまで市内で太陽光発電事業と施設の下部農地にて作物を栽培してきたが、遊休農地の解消と収益の確保のために今後も引き続き農地を借り受けたいというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域内となっておりますが、一時的に転用するため、農振地域内の土地であっても転用可能ということになっております。

また、[]の土地につきましては、農用地区域外の土地となっております。こちらにつきましては、農地区分は1種、10ヘクタール以上の一団の農地として見えております。

また、3年間の一時転用期間の決定については、先ほど番号1の関係で御説明をさせていただいたとおりとなっております。

続いて4件目でございます。

場所につきましては8ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

東伊那区、[]の東1筆392㎡になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、現場事務所。

理由でございますが、借受人は現在現場事務所として使用している土地について農地法による許可が取られていないことが分かったため追認の手続きを取りたい、貸付人は申請期間においては耕作を行っていないため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域外。

農地区分につきましては消極的2種、不許可の例外として3か月の一時転用で見えております。

以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

地元委員の補足説明をお願いします。

1番、お願いします。

17番 (河上 邦和君)

2番について説明します。

12月6日に上田委員とともに現地確認行ってまいりました。

この場所は、おじいさんの代までは自分でやっていたのですが、おじいさんが亡くなってからは、近所の方が██████████、██████████っていう形で、ずっとその方が何年もやっておる状態です。

それで、場所的には██████████の東側で、██████████との交差点に当たりまして、近くには██████████とかがあり、周りは住宅が大分増えてきております。

それで、農地についてですけれども、農地の西側と南側が田んぼになっているのですが、西側と東側には用水路が流れておりまして、北側と東側は道路になっているということで、農地とはある程度離隔されておりまして、建物も平屋ってということで、農地は、日照とか、そういう環境的にあまり影響を受けないものと思われまして。

あと、一応そういうことで、景観協定とか水利組合との間では、水を用水路には流さずに、集積ますへ流すということで、周りの農地の関係者の同意も取れ、自治組合での説明も終了しており、特に問題はなしと判断しました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

1番が飛びましたので、1番をお願いいたします。

20番 (小平 裕一君)

1番ですが、先ほどの3条と内容は同じです。

ただ、3年経過したってということで、パネルの下に防草シートを敷いて草の管理をしているのですが、それが経年劣化で大分傷んできたので、そこをちゃんと管理するよということ申入れだけはしておきました。

ほかは特に問題なしと判断しました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

では3番をお願いします。

- 13番 (北澤 満君)
先ほどの説明と同じであります。
1番の説明があったように、3年たって防草シートが劣化してきて、そして鹿が歩いて破けているという状況はお話をしておきました。
5条のほうに関しては支柱の申請ということであります。2組の申請があります。
先ほどの話もありましたが、[REDACTED]の8割程度しかしとになっておりません。やっぱり長年農地を休んでいたとか、よく分からないのですけれども、肥えているところは見事にしとになっているし、しとならないところは全然しとになっていないということです。
意見書を取りに来た人には管理だけはきちっとしてくださいという話はしておきました。
問題ありません。
以上です。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
では4番をお願いします。
- 25番 (白川 眞武君)
4番になります。
これは事後申請ってということになりますけれども、私が12月4日に現地の前を通ったときに事務所がぼんと置いてありましたので、[REDACTED]に許可申請を取りましたかと聞いたら、していないということで、このような形になりました。
12月10日に伊藤委員と現地を確認しました。
それで、土地は住宅に囲まれて、除草管理のみ行われて耕作されていない農地です。
現場事務所撤去後は原状復帰されるということです。
本件によって周囲への影響はないと考えます。
以上です。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
吉瀬委員。
- 18番 (吉瀬 久司君)
すみません、ちょっと事務方に確認させていただきたいのですが、1番3番

の関係の一時転用って言うことですが、さっきの説明では3年または5年って言う話だったのですけれども、3年後というところで、この場合はその次も3年でいくのだろうかということが想定されますけど、別の場合で3年で終わったときに、5条から落とす手続って言うのはまた要るわけですよ。

主任 (竹村 直人君)

仮に期間を満了していないタイミングで辞めるって言う話になった場合には転用許可取下げの申請をお預かりすることになります。

それで、期間を満了した段階でやめるって言うお話になった場合については、一時的な条件の下で許可が出ているものになるので、期間が満了したものについては、特段、手続上は必要にならないということで聞いております。

18番 (吉瀬 久司君)

これは5条の関係なので、5条から3条に戻すとか、そういうことって手続が要るのですか。それとも、これは、もう5条は5条のままで、事後は中止という解釈でいいのですか。

主任 (竹村 直人君)

支柱を立てると言う行為についての許可になりますので、期間が切れた際には支柱を撤去して、原状復帰した状態で、期間終了とともに許可の効果も切れるという認識かと思えます。

18番 (吉瀬 久司君)

それは農地として戻されるわけですか。

主任 (竹村 直人君)

原状復帰が前提で許可が出ているものになりますので、必ず農地に戻すということになります。

18番 (吉瀬 久司君)

では、自動消滅なので、3年たって改めて書類の提出はないって言うことでもいいのですか。

主任 (竹村 直人君)

引き続きこちらで営農型の太陽光発電の事業をされる場合については、再度、3年後も申請が必要ということになります。

18番 (吉瀬 久司君)

分かりました。

それで、圃場の入り口とかに、3年一時転用とか、そういうものが看板として出されますか。よく建設業者さんがいろんな許可などを現場事務所に貼るじゃないですか。それと同じように、こういう場合、3年間の一時使用とか、入り口にそういう看板って出るのですか、出ないのですか。

- 主任 (竹村 直人君)
そちらは把握していなかったところですが、私が現在把握する限りでは、そのようなものを立てるような話は聞いていません。
そのような対応のやり方が正しいのか、一度ちょっと確認しておくようにいたします。
- 18番 (吉瀬 久司君)
ここらは大丈夫だと思うけど、例えば山のようないろいろなところをやった場合、一時的に許可を取っておいて、そのままずっと事業がドロップアウトしていったときにきちんとされずになっていっちゃうんじゃないかってちょっと思っているの、節目節目っていうか、一回確認しておいたほうがいいような気がするのです。
- 主任 (竹村 直人君)
ありがとうございます。
営農型太陽光発電事業につきましては、年に1度、生育状況ですとか土地の管理状況について報告する義務が設けられておりますので、そのような報告を事業者からいただく際に、その辺の聞き取りですとか、必要によっては現地を事務局で確認したりして、きちんと進むような土地の管理となるように努めたいと思います。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
ほかにございますか。
それでは議案第58号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第59号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 主査 (高坂 貴和君)
農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)を御説明し、御提案とさせていただきます。
すみません。最初に、記載漏れがありましたので加筆をお願いしたいと思います。
10ページをお開きください。
番号1番の貸借につきまして、設定する利用権のところ、10アール当たり

の単価が記載されておりませんでしたので、こちらに10アール当たり5,000円ということで、申し訳ありません、加筆をお願いいたします。

それでは議案書9ページをお開きください。

農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和8年1月30日でございます。

期間の終期でございますが、5年が田1万8,109㎡、10年が田3万818㎡、合計4万8,927㎡でございます。

貸手が10、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

10ページ～13ページは各筆の明細となっております。

10名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で26筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付け予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

この件について補足説明等がある地元委員さんはいらっしゃいますか。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

小原委員、お願いします。

21番 (小原 正隆君)

13ページの賃借料のところに「30物納」ってあるけど、これはどういうものになるのですか。

主 査 (高坂 貴和君)

こちらの物納ですけれども、全部で30キロを年間で物納するっていう内容となっております。全体で30キロの物納になります。

21番 (小原 正隆君)

もしあれでしたらちょっと教えてほしいけど、物納っていうのはいつから許可——僕が聞いているところだと物々交換は駄目っていうようなことをきいているのですが、いつから許可になっていたのか、ちょっと教えていただきたいです。

主 査 (高坂 貴和君)

農業開発公社の取扱いのほうになります。従前から物納の取扱いはありません。

ただ、物納につきましては、毎年の報告義務がありまして、何キロ受け取ったっていう印鑑をつけて、何日に納品したっていうものを、その都度、毎年毎

年取っていただく必要がありますので、多分、中間管理事業の中でも取り扱っている件数は非常に少なく、10件~20件の間を上下している感じになります。

やっぱり、借手も貸手も、両方とも負担になることもありまして、取扱い件数としては少ないですが、従前からあります。

21番 (小原 正隆君)

分かりました。ありがとうございます。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

それでは議案第59号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第59号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第60号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次長 (山本 孝浩君)

議案書の14ページを御覧ください。

議案第60号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表を御覧ください。

このことについて、公告年月日は令和7年12月26日を予定しております。

売買の面積につきましては5,363㎡。

売手、買手は、ともに1となっております

この売買につきましては12月8日に農地あっせん審査会を開催しております。

隣の15ページを御覧ください。

対象地2筆を長野県農業開発公社から [] へ売り渡すもので、対価につきましては記載のとおり、また所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡し時期は、いずれも令和8年1月15日となっております。

対象地2筆の前所有者につきましては表の左下に記載してございますので、御確認をお願いします。

最後に16ページを御覧ください。

対象地でございますが、場所は南割区の■■■■の北側に位置している農地でございます。

会長 以上1件につきまして御審議をお願いいたします。
(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

この件について補足説明等がある地元委員さんはいらっしゃいますか。ないようですので、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

議案第60号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第60号 農用地利用集積等促進計画案の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に報告事項1 貸借の権利移転についてお願いします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (高坂 貴和君)

17ページをお開きください。

報告事項1 貸借の権利移転についてであります。

こちらは、長野県農業開発公社を通じて貸借されている農地について、受け手が契約期間の途中で変更になるという内容のものとなっております。

整理番号5001番から5013番及び5014番から5020番については、親から子への経営移譲に伴う権利移転となっております。

5021番につきましては、現耕作者の経営規模縮小に伴い地元法人への権利移転となっております。

5022番については、農地集積のために担い手から担い手へ権利移転が行われたというものになります。

以上について報告させていただきます。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの件につきまして質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

それでは、報告事項については説明のとおり御承知おきいただきますようお願いいたします。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和7年第12回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後3時45分